

第3次鎌倉漁港対策協議会における答申事項についての検討経過

| 項目 | 第1次鎌倉漁港対策協議会 (昭和63年9月～平成4年8月) | 第2次鎌倉漁港対策協議会 (平成6年2月～平成10年3月) | 第3次鎌倉漁港対策協議会 (平成21年3月～平成23年3月) | |
|----------|--|--|--|---|
| | | | 確認済み | 未審議確認事項 |
| 漁港建設の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 今までの経緯（鎌倉地域の漁業の実情と問題点の把握、鎌倉海岸や近隣漁港の整備状況の視察、学識経験者による2回の講演聴講）を踏まえ妥当性が認められる。 | <ul style="list-style-type: none"> 漁業操業の安全性や効率性の向上、漁業振興の観点から、また、海浜に点在する浜小屋などの集約による市民開放できる海浜空間の確保による海浜レクリエーション・スポーツへの対応などに鑑みて漁港建設が有効である。 | <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉地域の漁業を取り巻く状況や砂浜を拠点とした漁業操業には、大きな変化がなく、また台風等による漁業被害が顕在化するなどの問題を抱えている。 第3次漁対協としては、第1次および第2次漁対協を含む過去の検討結果を尊重し、必要最小限の機能を有する漁港を建設することで前向きに検討していくことを確認した。 | |
| 漁港の性格 | <ul style="list-style-type: none"> 漁業者専用の漁港ではなく、市民にも開放される多角的な性格の漁港とするべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 市民に開かれた港であること。地元魚介類直売施設、地元魚介類を味わえる施設、漁業と親しめる施設、水辺とふれあえる施設など 環境への負荷の少ない港であること。生態系保全に役立つ機能を持つ施設、汚水及び臭気への対応、リサイクル、緩衝緑地帯など 新しい海辺景観を創り出す港であること。風致景観に調和したデザイン、自然石や木材を利用した素材、海岸風致に配慮した高さと色彩など | <ul style="list-style-type: none"> 漁港の建設は、鎌倉地域の漁業振興のためであり第一義的に漁業活動に焦点を当て、優先して検討することが望ましい。 漁港を漁業者以外の市民が利用することについては、第1次および第2次漁対協の検討結果も踏まえ、現状可能な範囲で検討するべきである。 | <p>【審議事項（1）イ】 周辺住民に違和感を与えない環境の維持について</p> <ol style="list-style-type: none"> 漁師と市民とが交流できる「みなと」のイメージ 地域住民が気軽に利用・参加できる雰囲気づくり 景観との調和に配慮した素材の使用 |
| 漁港の整備位置 | <ul style="list-style-type: none"> 3つの候補地の何れかに集約する。 A：市営プール隣接地 B：市営プール前面付近 C：坂ノ下船揚場付近 上記が不可能な場合、和賀江島の復元・活用や人工島築造なども構想として考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> 稲村ヶ崎から候補地Bに至るコンクリート護岸の延長線から湾外側に極力はみ出さない。 候補地BからCにかけての範囲に整備する。 整備は、消波ブロックが設置されている150m以内とする。 候補地Aでの用地確保（活用）をも図ることが妥当である。 | <ul style="list-style-type: none"> 第2次漁対協で提言された範囲に新たに第Ⅰ～Ⅲ案を設定し、「波浪・潮流」「漂砂」「自然環境」「海域利用」「市街地利用との関連」「景観」の6項目を評価項目として、比較検討し総合的に評価した結果、第Ⅱ案（中間付近）を基本にすることが適切である。 項目ごとの評価は以下の通りである。 ① 波浪及び潮流：第Ⅱ案が最も影響が少ない。 ② 漂砂（砂の堆積及び海浜変形）：航路・港内への砂の堆積への影響では第Ⅲ案が最も影響が少なく、海浜変形への影響では第Ⅱ案が最も影響が少ない。 ③ 自然（海域）環境：藻場消失面積は、第Ⅰ案が最も少なく、第Ⅱ案と第Ⅲ案では、藻場の一部消失が懸念される。 ④ 海域利用：「海域利用」で最も影響が少ないのは、第Ⅱ案と判断される。 漁場への影響＝第Ⅰ案、第Ⅱ案は影響がなく第Ⅲ案では一部に影響が懸念される。 一般の海浜・海域利用＝第Ⅰ案が最も影響が大きく、第Ⅲ案、第Ⅱ案の順で海域利用に影響が懸念される。 ⑤ 市街地利用との関係：市民の生活環境に配慮することが最も重要であると考えられ、その視点においては、第Ⅲ案が最も影響が少なく、市街地に近づくにつれ影響が大きくなり、第Ⅰ案が最も影響が大きい。 ⑥ 景観：周辺には多くの景観ポイントがあり、どの配置案を採用した場合においても、周辺との調和した景観となるよう配慮することが重要である。 | <p>【審議事項（1）イ】 周辺住民に違和感を与えない環境の維持について</p> <ul style="list-style-type: none"> 近景および遠景の眺望点を設定し、そこからの眺望を確認する。 |

| 項目 | 第1次鎌倉漁港対策協議会 (昭和63年9月～平成4年8月) | 第2次鎌倉漁港対策協議会 (平成6年2月～平成10年3月) | 第3次鎌倉漁港対策協議会 (平成21年3月～平成23年3月) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|---|--|--------|-------|------|------|------|---------|--------|---------|----------|--------|---------|------|-------|-------|---|
| | | | 確認済み | 未審議確認事項 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁港に導入すべき機能 | ・ 操業形態の変化に対応する必要がある。 | ・ 必要最小限の機能とする。 | | 【要協議事項】 ・ 海岸景観と漁業の海岸利用の在り方および漁港に移行する機能について(別途、資料2参照) | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 必要最小限の機能とする。 | ・ 将来を見込んだ船溜まり及び漁港関連諸施設を設置する場所と面積を確保する。 | ・ 平成9年の登録漁船51隻が、将来少なくとも2/3が大型化すると想定して概算値を例示。 けい船岸(150m) 航路・泊地面積(6,000㎡) 漁業用用地面積(8,000㎡) 必要水深(-2.5m) | ・ 現状の登録漁船・漁具等を維持することを基本とし、漁船数・規模、その他の増加を見込まない計画とする。 【参考】 これまでに提示した所要量 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>漁業者要望案</th> <th>最大所要量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>けい船岸</td> <td>160m</td> <td>186m</td> </tr> <tr> <td>航路・泊地面積</td> <td>3,850㎡</td> <td>5,475㎡※</td> </tr> <tr> <td>漁業用用地面積等</td> <td>6,665㎡</td> <td>13,048㎡</td> </tr> <tr> <td>必要水深</td> <td>-2.5m</td> <td>-2.5m</td> </tr> </tbody> </table> ※施設配置を仮定した概数として算出した面積 | | 漁業者要望案 | 最大所要量 | けい船岸 | 160m | 186m | 航路・泊地面積 | 3,850㎡ | 5,475㎡※ | 漁業用用地面積等 | 6,665㎡ | 13,048㎡ | 必要水深 | -2.5m | -2.5m | 【確認】 漁業用用地面積 「漁業者要望案」：主たる漁業(ワカメ漁、小型定置網漁、シラス曳網漁)について所要量を検討。 「最大所要量」：上記に加え、漁具保管の用地、蓄養施設などを考慮。 けい船岸の延長 「漁業者要望案」：利用漁船数を想定して可能な限り縮減。 「最大所要量」：全登録漁船の割り当てとして算出。 |
| | 漁業者要望案 | 最大所要量 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| けい船岸 | 160m | 186m | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 航路・泊地面積 | 3,850㎡ | 5,475㎡※ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁業用用地面積等 | 6,665㎡ | 13,048㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 必要水深 | -2.5m | -2.5m | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民利用の在り方 | ・ 今後の具体的検討を待ち、そのために必要なスペースを確保する。 | ・ 可能な限り漁業施設用地との兼用を考え面積を縮小し、駐車場を含め、漁業用用地面積(8,000㎡)を上回らない用地面積とする。 ・ 広く市民からの要望を考慮し、まちづくりの観点から総合的に検討するべきである。 ※具体的な付加機能は特定しえない。 | | 【審議事項(1)ア】 憩いの場としての機能を持たせた「みなと」とする。 第2次漁対協でも「漁港」というイメージがいかがか、という議論があった。市民が求める「みなと」のイメージについて協議または提案する必要がある。 ① 憩いの場(ハード)…例：親水護岸、ミニ水族館、遊歩道、展望施設、鎌倉の漁業ミニ博物館、直売施設、漁師食堂、など ② 憩いの場(ソフト)…例：漁業体験、漁師魚料理教室、ヨットによる海の遊覧、漁師志願者講習会など(別途、資料3参照) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | ・ 具体的かつ詳細な検討は、専門家、市民の代表による協議会等での検討に委ねる。 ・ 実現に向けて市民一般の理解を得ることが何よりも重要である。 | ・ 漁港建設を二段階で実施することも一つの方法である。 | ・ 第3次漁対協における漁港建設の検討は、第1次および第2次漁対協の成果をもとに検討する。 ・ 過去の検討条件と現状とに変化がなければ、過去の検討結果を尊重し、変化がある事項については、それを検討し新たな結論を提言する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |